

## 9 登山者等の警戒避難対策

### (1) 登山者等の警戒避難対策の基本的考え方

- 登山者等の安全を確保するため、噴火が発生する前に規制、避難（下山）誘導を行うことを基本とする。
- 前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合においても、登山者等の命を守るため、可能な限りの対応を行う。
- 登山者等が、規制実施時や、突発的な噴火時等に自身で適切な行動を判断し実施できるよう、常に啓発活動を行う。
- 白山市長、白川村長が設定する警戒区域については、原則噴火警戒レベルの規制範囲とする。

### (2) 噴火警報等の発表に関する情報の伝達

登山者への情報伝達は、国道や白山・白川郷ホワイトロード等の電光掲示板、各主要地点における立入規制看板等により行うとともに、平常時は「活火山であることに留意する」といった注意喚起の周知も看板等により行う。

図 9-1 立入規制等周知看板の例



既に入山中の者に対しては、緊急速報メール、ラジオによる情報伝達、室堂や南竜山荘、白水湖畔ロッジ等の施設からの情報伝達、必要に応じ、警察・消防による地上からの呼びかけを行う。また、携帯電話の電波の届かない区域もある事を踏まえ、ヘリコプターによる上空からの下山呼びかけも併せて行う。ただし、天候や火山灰の状況によりヘリコプターの運航ができない場合もあることに留意する。

#### ① 緊急速報メールによる情報伝達

緊急速報メールによる情報伝達は、以下のとおり行うことを基本とする。

##### ア 情報伝達方法

気象庁から「臨時の火山の状況に関する解説情報」等の火山情報が伝達された場合において、白山市長、白川村長は、必要に応じ白山火山防災協議会に助言を求め、噴火の際に直ちに危険が及ぶと想定される範囲に対して災害対策基本法第 63 条の規定による警戒区域設定の判断を行う。

周辺自治体との調整を踏まえ、レベル3（拡大）までは、警戒区域を設定し「警戒区域情報」として、入山者及び住民等に周知するための緊急速報メールを配信する。

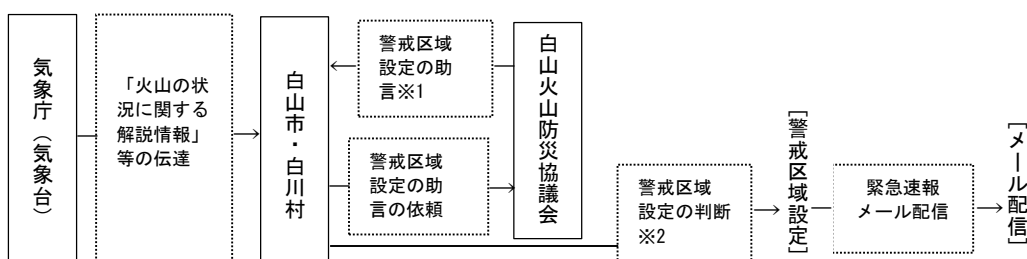
緊急を要する場合には、白山市長、白川村長の判断により直ちに警戒区域を設定し「警戒区域情報」として、入山者及び住民等に周知するための緊急速報メールを配信する。

なお、レベル4以上の噴火警報が発表された場合には、気象庁から「噴火警報」として緊急速報メールが配信される。

#### イ 情報伝達までの流れ

- (ア) 気象庁からの「火山の状況に関する解説情報」等の火山情報が伝達され、警戒区域の設定をした場合は、緊急速報メールを配信し、情報伝達を行う。

図 9-2 緊急速報メール配信フロー

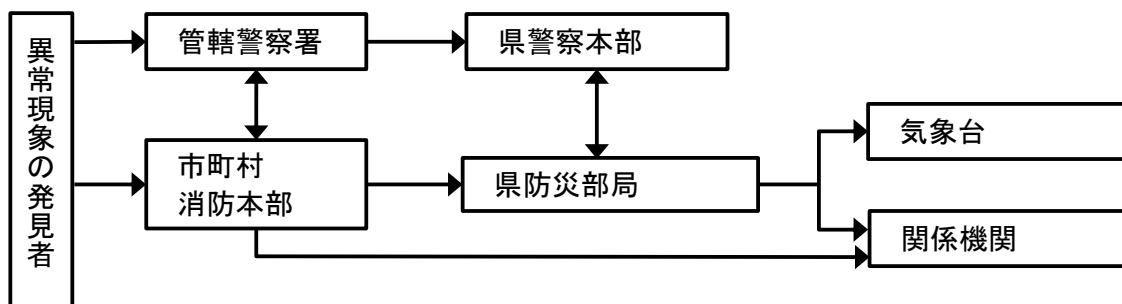


※1 協議会の学識委員、コアグループと調整を行い、助言する。

※2 白山市、白川村で設定範囲に関する調整を踏まえ判断

- (イ) 異常現象等を発見した者が、警察又は市村に通報した場合、市村は、白山火山防災協議会において対応を協議し、協議会からの助言を踏まえ、白山市長、白川村長が警戒区域を設定した場合は、緊急速報メールを配信し、情報伝達を行う。

図 9-3 異常現象の通報系統（災害対策基本法第 54 条（発見者の通報義務等））



## ウ 配信例文

配信項目	配信例文
警戒区域情報 ※噴火警戒レベル3 (拡大) 以下の場合	白山で火山活動活発化の兆候が観測されました。突発的な噴火等の危険性が高まっており、〇時〇分に火口から〇kmの範囲に警戒区域を設定しました。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。  配信者 ○○○
噴火警報 ※噴火警戒レベル4以上の場合	(噴火警報) 白山 白山に、噴火警戒レベル5(避難)を発表しました。 これは、火山の特別警報です。 テレビ、ラジオ及び自治体等の情報を確認し、被害が予想される居住地域では、避難等の対応をしてください。 ・本通知は対象地域周辺においても受信する場合があります。 (気象庁)

## ② ヘリコプターによる下山呼びかけ

ヘリコプターによる下山呼びかけは、以下のとおり行うことを基本とする。

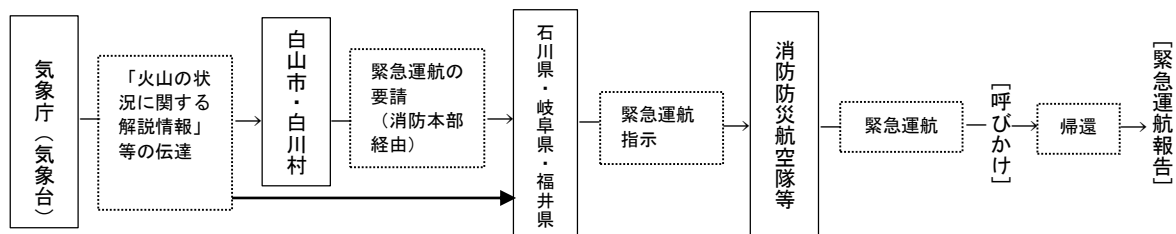
### ア 下山呼びかけ方法

白山市長、白川村長は、気象庁から火山活動に関する情報の伝達があった場合、消防防災ヘリコプターの緊急運航の必要があるとされたときは、石川・岐阜・福井県に緊急運航の要請を行い、石川・岐阜・福井県の消防防災航空隊による上空からの下山呼びかけを行う。

### イ 下山呼びかけまでの流れ

(ア) 気象庁からの「火山の状況に関する解説情報」等の火山情報が伝達され、白山市長、白川村長が警戒区域の設定をした場合、石川・岐阜・福井県に緊急運航を要請し、下山の呼びかけを行う。

図 9-4 下山呼びかけフロー



(イ) 異常現象等の発見通報等による場合は、白山火山防災協議会において対応を協議し、協議会からの助言を踏まえ、白山市長、白川村長が石川・岐阜・福井県に緊急運航を要請し、下山の呼びかけを行う。

## ウ 呼びかけ方法及び内容

### (ア) 呼びかけ方法

ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの呼びかけを基本とする。飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者の判断となる。

- ・レベル1で警戒区域が設定された場合、警戒区域外からの呼びかけを基本とする。
- ・レベル2(想定火口域から2km以内立入規制)の場合、想定火口域から2kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。

・レベル3（想定火口域から4 km以内立ち入り規制）の場合、想定火口域から4 kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。突発的にレベル3拡大以上が発表された場合もレベル3に準じるが、火山灰の状況等を踏まえて判断する。

(イ) 呼びかけ内容

登山者等が聞き取りやすいように、簡潔な言葉で呼びかけを行うことを基本とする。

- ・呼びかけ例：「白山の火山活動が活発化しています。（状況に応じて、斜体部分は省略可）大至急、下山してください。」

(3) 避難促進施設の指定等

- ・突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散等により、緊急下山することがかえって危険な場合、火口近傍や警戒地域内に位置する施設は、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。そのため、下記の施設については、活火山法第6条第1項第5号に基づき、避難促進施設として、市村地域防災計画に位置づけるものとする。
- ・協議会の助言を踏まえ、市村は避難促進施設における避難確保計画の作成を支援するとともに普段から連携して、登山者等への啓発活動を行う。

表 9-1 避難促進施設

施設名	噴火警戒レベル	火口からの距離 (km)	所在地	連絡先及び営業期間等
白山室堂諸施設 (ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘)	2	0.4	石川県白山市白峰	0761-21-9933 【7/1～9/30：現地公衆電話】 080-1962-2592 (緊急時のみ) 【5/1～10/15：現地携帯電話】
白山雷鳥荘	2	0.4	石川県白山市白峰	076-273-1001 【通年：予約センター】 (白山室堂諸施設：5/1～10/15) (白山雷鳥荘：7/1～10月上旬)
南竜ヶ馬場諸施設 (ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所(避難小屋)、南竜ヶ馬場ケビン)	2	1.7	石川県白山市白峰	0776-54-4526 (7/1～10/15)
別当出合休憩舎	3	3.8	石川県白山市白峰	076-259-2504 ※市ノ瀬ビジターセンター (5月上旬～10月下旬)
白水湖畔ロッジ	3	4	岐阜県白川村	090-2770-2893 (衛星電話) (6月上旬～10月下旬)
白山ブナの森キャンプ場	3	4	岐阜県白川村	05769-6-1187 (7/1～9/30)
市ノ瀬ビジターセンター	3 (拡大)	7	石川県白山市白峰 ノ 35-1 (市ノ瀬)	076-259-2504 (5/1～11/5)
永井旅館	3 (拡大)	7	石川県白山市白峰 ノ 38	076-259-2339 (4月下旬～11月初旬)

#### (4) 下山者救護地点及び救助等

規制の実施や突発的な噴火発生の際に、緊急下山した登山者等の救護や搬送に備え、救急車等の待機ポイントを事前に設定し、消防・警察・関係機関職員を配置するものとする。

下山者救護地点については、図 9-5 のとおり

また、救助の際、防災関係機関は、必要な資機材等の確保、負傷者の迅速な医療機関への搬送のため、平常時より、資機材の点検、整備や搬送体制について、万全を期すものとする。

なお、医療機関の搬送については、市村の医療機関の事情により搬送が困難な場合は、市村外の医療機関へ搬送する。

表 9-2 白山市の医療施設

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	備考
1	公立松任石川中央病院	倉光三丁目 8 (076-275-2222)	352 床	災害拠点病院指定
2	公立つるぎ病院	鶴来水戸町 1 (076-272-1250)	152 床	救急告示病院指定
3	新村病院	月橋町 722-12 (076-273-0100)	47 床	救急告示病院指定
4	白峰診療所	白峰ハ 157 番 1 地 (076-259-8002)	(-)	
5	吉野谷診療所	佐良ニ 124 番地 (076-255-5019)	(-)	

表 9-3 白川村の医療施設

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	備考
1	白川診療所	鳩谷 28 (05769-6-1019)	(-)	
2	平瀬診療所	平瀬 126-10 (05769-5-2019)	(-)	

図 9-5 下山者救護地点

